



SDGs未来都市

富田林

ACT FOR 2030

富田林市高齢者保健福祉計画 及び第9期介護保険事業計画

第1期富田林市認知症施策推進計画

「すこやかに いきいきと ともに 暮らせるまち」をめざして

【素案】

概要版

認知症と
併存する
笑顔のまち

* 富田林市

計画策定にあたって

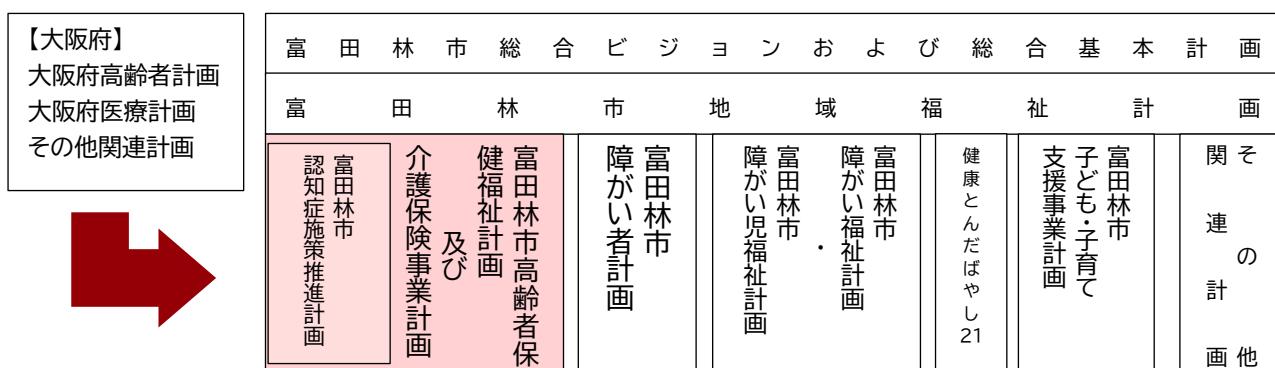
1 基本的な考え方

本市では高齢者をはじめ、すべての市民が健康で生きがいをもっていきいきと暮らせるまち、将来の不安がなく安心して暮らせるまちをめざして、高齢者施策の総合的な推進と適切な介護保険事業の運営を進めてきました。

本計画では、これまでの取り組みを継承・発展させつつ、「富田林市認知症と伴(とも)にあゆむ笑顔のまち条例」を基盤に、市全体で認知症の理解を深め、認知症があってもなくても、尊厳と希望をもち、同じ社会でともにあゆむ、笑顔のある明るいまちづくりを目指すとともに、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進を目的とする「富田林市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ及び性格

- 本計画は、介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」及び老人福祉法第 20 条の8に基づく「市町村老人福祉計画」を一体的にまとめた計画です。加えて、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、国が定める「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、「富田林市認知症施策推進計画」を新たに一体的に策定するものです。
- 本計画は、「富田林市総合ビジョン」、「富田林市地域福祉計画」を上位計画とし、健康や障がいなど、市の各部門における諸計画との調和を図るとともに、「第6期介護給付適正化計画」と一体的に策定します。また、大阪府の策定する「大阪府高齢者計画2024」と連携し、「第8次大阪府医療計画」との整合を図ります。



3 計画の期間

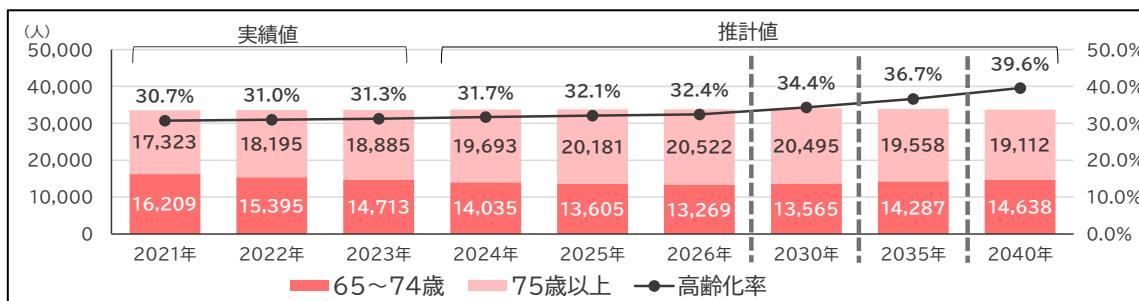
- 計画期間は、令和6年度(2024 年度)を初年度とし、令和8年度(2026 年度)までの3年間を1期とする計画です。
- 今回の計画は、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上になる令和 22 年(2040 年)を見据え、中長期的な視野に立った施策を盛り込んだ計画となります。



4 高齢者を取り巻く状況

高齢化の状況と将来推計

- 本市の総人口は減少する一方、高齢者人口は増加しており、令和5年(2023年)には高齢者人口が33,598人、高齢化率は31.3%となっています。
- 高齢者人口は令和12年(2030年)まで増加することが見込まれ、令和8年(2026年)には33,791人、高齢化率は32.4%に達するとともに、75歳以上の後期高齢者数が65~74歳の前期高齢者数を大きく上回ることが予測されます。



要介護認定者の状況

- 本市における要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は、増加傾向で推移しており、令和4年(2022年)には7,468人となっています。要介護度別にみると、要支援2が最多く、次いで要介護2、要介護1が多くなっています。
- 要支援・要介護認定者数は今後も増加が続く見込みとなっており、令和7年(2025年)には7,707人、令和22年(2040年)には8,454人になると予測されています。

5 計画の基本理念と基本目標

基本理念(目指す姿) → すこやかに いきいきと ともに 暮らせるまち

基本理念を実現するための仕組み → 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するための4つの柱

基本
目
標

- 安心・安全・快適に暮らせる地域へ向けて
- 健康づくりと生きがいづくり
- 持続可能な介護保険制度の運営

第1期富田林市認知症施策推進計画

認知症と伴(とも)にあゆむ笑顔のまちづくり

施策の展開

基本目標1 安心・安全・快適に暮らせる地域へ向けて

地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センター（ほんわかセンター）の適切な運営、複合的な課題を抱えた対象者への相談・支援体制整備、医療・介護連携、地域ケア会議、生活支援体制整備を進めます。

施策1. 相談体制・支援体制の強化

- ▶ 複雑化、多様化する高齢者の課題に対応できる適切な人員配置と職員の資質向上、相談機能及び個別支援機能の強化
- ▶ 地域包括支援センター（ほんわかセンター）の運営についての評価・点検、適切な運営
- ▶ 高齢者の総合相談窓口としての機能や役割についての市民及び関係専門職・団体への周知、公表
- ▶ 支援困難な事例等の個別ケース会議を積極的に行い、様々な課題を抱えた高齢者などの課題解決にむけた取組の推進、など
- ▶ 重層的な相談支援体制によるヤングケアラーや8050問題等の複合的な課題への対応、潜在的な対象者の把握 など

施策 2. 生活支援等サービス体制の充実

- ▶ 生活支援コーディネーターが中心となった地域資源やニーズ、課題の把握と、把握した地域資源を活用につなげるための整理・情報発信
- ▶ 「生き活き☆プロジェクト」やいっぷくシステム、シルバー人材センターと連携したボランティア及び就労的活動と地域高齢者の活動ニーズのマッチング機能強化
- ▶ 単身高齢者や高齢者のみの世帯に向けた、安否確認の役割を担う配食サービス、「救急医療情報キット」の配布、緊急通報システムの設置と、緊急通報システムにおけるモバイル型での対応の利用促進
- ▶ 個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策形成などの地域ケア会議の各機能の循環による地域包括ケアの深化・推進に向けた地域づくり

施策 3. 権利擁護の推進

- ▶ 高齢者虐待防止についての普及啓発と相談支援体制の周知
- ▶ 各種ネットワーク会議等を通じた他分野との連携体制の構築・強化、多様化・複雑化したケースへの対応
- ▶ 各種研修会等を通じた権利擁護に関する制度や事業に関する普及啓発、申立支援
- ▶ エンディングノートや終活ガイドの普及啓発を通じた意思決定支援体制の強化 など

施策 4. 医療・介護連携の推進

- ▶ 多職種の役割についての理解促進、「必要な支援」を「必要な時」に繋ぐことができる在宅チームの連携強化
- ▶ 在宅・入院時を通じた的確な情報共有、統一した認識による、継ぎ目なく支援できる体制整備
- ▶ 急変時にも本人の意思が共有され対応できる仕組みづくり
- ▶ 人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が自ら意思決定し、伝えることができる環境づくりなど

施策 5. 災害感染症対策における支援体制の確立

- ▶ 平時からの医療機関と介護事業者との連携強化、医師会、歯科医師会、薬剤師会や、縄なわねっと(富田林市介護保険事業者連絡協議会)などとの協働による支援体制の基盤づくり
- ▶ 「富田林市地域防災計画」、「富田林市避難行動要支援者支援プラン」に基づく、避難行動要支援者名簿等の整備に向けた取り組み
- ▶ 災害・感染症等発生時における臨時の支援施策等についての府内他部署や関係機関との連携、必要な高齢者や介護保険事業者への迅速な情報提供
- ▶ 介護保険事業者より感染症発生報告等を受け付けた際の、支援施策の案内、備蓄用品の提供等の支援など

基本目標2 健康づくりと生きがいづくり

高齢者一人ひとりが、介護予防・健康づくり・生きがいづくりに主体的に取り組めるよう、医療・介護専門職、民間事業者、地域団体等と連携して支援体制を充実させます。

施策 6. 健康づくり・フレイル予防の推進

- ▶ 住民通いの場等における医療専門職の積極的な関与、医療介護のデータの活用、府内関係課や大阪府、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等との連携のもと、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進
- ▶ 「富田林市介護予防・健康ポイント事業(あるこっと)」の継続、地域の健康拠点としての「口コモ予防体操」等の活用と、より発展させた取組みの検討
- ▶ 通いの場として、「笑顔はつらつ教室」の拡充、「介護予防サポーター」の育成による地域人材の活用の推進
- ▶ 通所型介護予防教室や、街かどデイハウス、在宅介護支援センターによる介護予防教室において、市域で統一した介護予防メニューを提供するための体制の整備
- ▶ リハビリテーション専門職と連携した、地域における介護予防の取組みの総合的支援 など

施策 7. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ▶ ケアマネジャー、介護事業所等の職員における、自立支援、介護予防・重度化防止の自立支援の考え方についての理解促進
- ▶ リハビリテーション専門職との連携による、介護事業所での介護予防・重度化防止に資する取り組みの促進
- ▶ 自立支援、介護予防・重度化防止の取組みを介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みとして整備し、各事業を連動させて実施 など

富田林市介護予防・健康ポイント事業「あるこっと」

活動量計を持ってウォーキングをすると、毎日の歩数に応じてポイントが貯まります。また、市内の店舗等で活動量計リーダーに活動量計をタッチすることや、体組成測定、指定のイベントへの参加でもポイントが貯まります。日々の活動量やその効果が数字で見てわかり、貯まったポイントをステキな景品と交換できるのも楽しみのひとつです。

参加は、40歳以上の市民で、参加費(1000円/年)がかかります。参加には、説明会への出席が必要です。



基本目標3 持続可能な介護保険制度の運営

必要な人が必要な時に適切にサービスを利用できるよう、制度周知や介護サービスの基盤整備を進めるとともに、事業所支援や相談苦情対応等を通してサービスの質の向上を目指します。また、給付適正化を促進し、市、関係機関、事業者などが一体となり、ともに協力しあいながら、持続可能な介護保険制度の運営に取り組みます。

施策8. 介護保険制度等の周知促進

- ▶ 介護保険制度をはじめとする各種サービスについて、多様な広報媒体を活用した住民への周知の促進
- ▶ 要支援・要介護認定、事業対象者の認定と介護保険サービス及びその他のサービス利用についての丁寧な説明
- ▶ 利用者負担額助成事業の実施と、市ウェブサイトへの掲載や各種研修会を通じた制度の周知など

施策9. 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ▶ 地域での自立した生活の回復、継続に向けた、適切な課題抽出のための専門職によるアセスメントの強化
- ▶ 高齢者が自発的に介護予防・重度化防止に取り組むための、短期集中型サービス、基準緩和型サービスなどの充実など

施策10. 介護サービス事業所との連携・支援

- ▶ 介護支援専門員の資質の向上、地域包括支援センターによる介護支援専門員への支援体制の強化
- ▶ 高齢者の自立支援や重度化防止に資する適切なケアマネジメントの実践に向けた支援の実施など

施策11. 給付適正化事業の促進

- ▶ 大阪府介護給付適正化計画に基づき、以下の主要3事業を着実に実施
 - (1)要介護認定の適正化（認定調査の平準化、審査判定の平準化）
 - (2)ケアプラン等の点検（ケアプラン点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）
 - (3)医療情報との突合・縦覧点検など

施策12. 相談苦情対応の取り組み

- ▶ 介護事業者からの多種多様な相談に対して、関係部署と連携した適切な対応
- ▶ カスタマーハラスメントに該当する事案についての事業者への助言と、事業者の対応力の向上
- ▶ 介護相談員の計画的な募集、養成、新たな派遣体制づくりや活動の見直しなど

施策13. 介護サービス基盤の充実

- ▶ 居宅サービス事業者等の指定や指導事務及び有料老人ホーム等の指導事務についての助言・指導、介護サービス事業者への介護保険制度改革や介護報酬改定などの情報の提供
- ▶ 限られた人的資源での既存施設・事業所等を効率的かつ効果的に活用した整備など

施策14. 介護・福祉人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ▶ 市内大学生等に対する講座、実習生の受け入れなどを通じた、介護分野の魅力の発信
- ▶ 大阪府と連携した介護現場の生産性向上や人材定着に資する様々な支援・施策、事業者へのハラスメント対策を含めた働きやすい職場作りなどの情報周知など

新たに

第1期富田林市認知症施策推進計画

を策定しました

計画策定にあたって

本市では、平成22年に「富田林市認知症対策5カ年計画」また、平成25年には「第2次富田林市認知症対策5カ年計画」を策定し、「MEET★とんだばやし(みんな笑顔と笑顔で手をつなごう)」をスローガンに、認知症について総合的に取り組んできました。そして、令和4年10月には「認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例」(以下、「認知症条例」という。)を制定し、計画的・効果的に認知症施策を進めることとしています。

本計画では、これまで進めてきた認知症に関する取り組みを基盤に、市民、関係機関、事業者及び地域組織がそれぞれの役割を担い、連携し、社会の認知症への理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として、地域をともに創っていくことができる「認知症と伴にあゆむ笑顔のまち」の実現を目指していきます。



認知症と
伴にあゆむ笑顔のまち

基本目標

認知症と伴(とも)にあゆむ笑顔のまちづくり

施策 1. 認知症の予防と普及啓発、本人発信支援

- ▶ 認知症に関する理解促進のための認知症サポーター養成講座等の開催
- ▶ 認知症の人の意見を把握し、本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映し、施策を実施
- ▶ 認知症に関する相談先や受診先、制度の利用方法等が掲載された「認知症ケアパス」の作成・活用
- ▶ 相談先の周知、認知症の早期発見・早期対応等につなげる「ものわすれ相談・健診」の実施 など

施策 2. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ▶ 適切なタイミングで医師等に相談でき、地域包括支援センター等の機関に早期につながる仕組みづくり
- ▶ 歯科、薬局等における認知症の早期発見・早期対応・日常生活支援の取組みの強化
- ▶ 「認知症介護家族の交流会」の定期開催、介護職員向けの認知症介護基礎研修の受講促進 など

施策 3. 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援・若年性認知症の人への支援

- ▶ 見守りネットワークの機能維持と充実、認知症の人や家族のニーズと認知症サポーター等の支援をつなぐ仕組みの整備
- ▶ 日常生活で不可欠なサービス機関において、認知症の人や家族が利用しやすい環境の整備
- ▶ 認知症の人が地域活動等に参画できる環境の整備
- ▶ 若年性認知症の人に対する、障がい福祉分野等の関係機関とも連携した支援



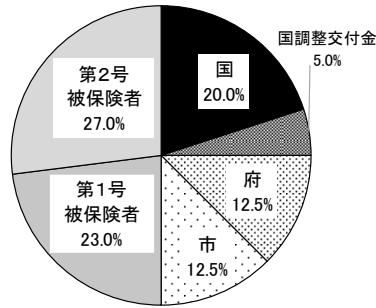
保険料の算定手順

第9期計画中における標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合

- + 調整交付金相当額
- 調整交付金見込額

- 介護給付費準備基金取崩し額

※介護給付費は、原則として半分は国、府、市が公費で負担し、残りの半分は65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でまかなうこととされています。



第1号被保険者が保険料として負担する必要額

(所得段階別加入割合補正後)
第1号被保険者数

保険料基準月額
算定中

※介護報酬の見直しによる影響等を考慮して保険料を決定します。

第1号被保険者の保険料段階

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
算定中			

※第8期に引き続き、公費による軽減が行われる予定です。

富田林市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画 <概要版>/令和6年 月

編集・発行:富田林市健康推進部高齢介護課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号 電話:0721-25-1000(代表)